

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 令和 6 年 1 月 19 日  
【事業年度】 令和 5 年度中（自 令和 5 年 5 月 1 日 至 令和 5 年 10 月 31 日）  
【発行者名】 日亜持株組合  
【代表者の役職氏名】 理事長 牛田 聰史  
【主たる事務所の所在の場所】 徳島県阿南市上中町岡491番地  
【事務連絡者氏名】 日亜化学工業株式会社 常務取締役 経理・財務担当 村島 和聰  
【電話番号】 0884 - 22 - 2311  
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1 【組合等の概況】

### ( 1 ) 【主要な経営指標等の推移】

本組合の主要な経営指標等の推移は以下のとおりであります。

回次	令和3年度中	令和4年度中	令和5年度中	令和3年度	令和4年度
会計期間	自令和3年 5月1日 至令和3年 10月31日	自令和4年 5月1日 至令和4年 10月31日	自令和5年 5月1日 至令和5年 10月31日	自令和3年 5月1日 至令和4年 4月30日	自令和4年 5月1日 至令和5年 4月30日
投資収益 ( 千円 )	482,991	567,138	393,526	924,515	1,102,814
当期純利益又は中間純損失 ( )	6,463	9,285	7,652	115,479	110,720
出資持分総額 ( 千円 )	-	-	-	-	-
発行済出資持分の総数 ( 口 ) (注1)	273,311	274,634	273,039	273,852	274,437
純資産額 ( 千円 )	420,313	532,971	645,324	542,257	652,977
総資産額 ( 千円 )	3,334,732	2,952,929	2,664,449	3,086,480	2,507,250
1単位当たり純資産額 ( 円 )	1,538	1,941	2,363	1,980	2,379
1単位当たり当期純利益 金額又は1単位当たり中 間純損失金額 ( 円 )	23.6	33.8	23.9	421.1	401.7
自己資本比率 ( % )	12.6	18.0	24.2	17.6	26.0
自己資本利益率 ( % )	1.5	1.7	1.2	23.8	18.5

(注1) 出資1口を1単位としています。

(注2) 純資産額は出資金合計を表しています。

### ( 2 ) 【組合等の出資総額】

組合員により払込まれた金額に応じて株式を割当てますので、該当事項はありません。

### ( 3 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【組合等の運用状況】

### ( 1 ) 【投資状況】

令和5年10月31日現在

資産の種類	国名(地域)	時価(円)	組合等の資産総額に対する投資比率(%)
有価証券			
株式	日本	2,653,017,151	99.6
その他の資産			
預金・その他	-	11,432,326	0.4
資産総額	-	2,664,449,477	100.0

		時価(円)	資産総額に対する比率(%)
負債総額	-	2,019,124,647	75.8
純資産総額	-	645,324,830	24.2

(注) 1. 上記に記載している株式は組合員に割当てられていない日亜化学工業株式会社株式であります。

2. 投資比率とは、持株組合の資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

3. 投資先である日亜化学工業株式会社の株式は帳簿価額によって記載しています。

### ( 2 ) 【運用実績】

#### 【純資産等の推移】

期	年月日	純資産総額(円)	組合契約出資持分1単位当たりの純資産額(円)
令和4年度	令和5年4月30日	652,977,684	2,379
令和5年度中	令和5年10月31日	645,324,830	2,363

#### 【分配の推移】

期間		分配総額(円)	1単位当たりの分配金(円)
令和4年度	令和4年5月1日～令和5年4月30日	-	-
令和5年度中	令和5年5月1日～令和5年10月31日	-	-

#### 【自己資本利益率(収益率)の推移】

期間		収益率(%)
令和4年度	令和4年5月1日～令和5年4月30日	18.5
令和5年度中	令和5年5月1日～令和5年10月31日	1.2

### ( 3 ) 【販売及び払戻しの実績】

期間		新規増加数量(口)	解約数量(口)
令和4年度	令和4年5月1日～令和5年4月30日	10,433	9,848
令和5年度中	令和5年5月1日～令和5年10月31日	3,723	5,121

(注) 本組合の実態を考慮して、販売を組合員に割当てられた新規増加数量及び、払戻しを脱退した組合員の解約数量として記載しています。

### 3 【資産運用会社の概況】

#### ( 1 ) 【資本金の額】

該当事項はありません。

#### ( 2 ) 【運用体制】

該当事項はありません。

#### ( 3 ) 【大株主の状況】

該当事項はありません。

#### ( 4 ) 【役員の状況】

該当事項はありません。

#### ( 5 ) 【事業の内容及び営業の概況】

該当事項はありません。

#### 4 【組合等の経理状況】

- 1 . 本組合の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。なお、これにより難い勘定科目その他の事項については「中小企業等投資事業有限責任組合会計規則」（平成10年8月20日中小企業庁第2号）に基づいております。
- 2 . 本組合は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（令和5年5月1日から令和5年10月31日まで）の中間財務諸表について、なぎさ監査法人により中間監査を受けております。

( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	前事業年度 (令和5年4月30日)	当中間会計期間 (令和5年10月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>投資</b>		
株式	2,501,457,092	2,653,017,151
投資合計	2,501,457,092	2,653,017,151
<b>余裕金</b>		
現金及び預金	5,793,468	11,432,326
余裕金合計	5,793,468	11,432,326
<b>資産合計</b>	2,507,250,560	2,664,449,477
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
短期借入金	1,720,000,000	1,920,000,000
未払金	23,304,036	13,594,615
預り金	110,968,840	85,530,032
流動負債合計	1,854,272,876	2,019,124,647
<b>出資金の部</b>		
<b>繰越累計利益</b>	542,257,081	652,977,684
当期純利益又は中間純損失( )	110,720,603	7,652,854
出資金合計	652,977,684	645,324,830
<b>負債・出資金合計</b>	2,507,250,560	2,664,449,477

( 2 ) 【中間損益計算書】

( 単位 : 円 )

	前中間会計期間 (自 令和4年5月1日 至 令和4年10月31日)	当中間会計期間 (自 令和5年5月1日 至 令和5年10月31日)
<b>投資損益</b>		
<b>投資収益</b>	567,138,635	393,526,385
<b>投資原価</b>		
<b>投資売上原価</b>	567,138,635	393,526,385
<b>投資利益</b>	0	0
<b>その他損益</b>		
<b>その他収益</b>		
<b>受取利息</b>	384	279
<b>その他収益合計</b>	384	279
<b>その他費用</b>		
<b>組合経費</b>	2,969,730	3,019,994
<b>支払利息</b>	6,316,606	4,633,139
<b>その他費用合計</b>	9,286,336	7,653,133
<b>中間純損失( )</b>	9,285,952	7,652,854

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 組合員との取引

当組合は従業員持株組合であり、組合員が割当を受けた日亜化学工業株式会社（以下、「会社」という。）株式（以下、「持分株式」という。）は、その実質的な所有は直接各組合員に帰属するため、組合財産を構成しないものとみなし貸借対照表に計上しておりません。そのため、組合員が割当を受けるため組合に拠出した額は、受入出資金等には掲記しておりません。

また、持分株式に係る配当金は損益計算書に計上しておりません。

2. 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価値のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当組合と組合員の契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・持株組合事業

当組合は従業員持株組合事業のみを行っており、その顧客は組合員です。組合員に割合でられていない組合所有の会社株式（以下、「未割当株式」という。）を組合員に割当てた時点で収益を認識し、その割当額を投資収益として計上しております。また、組合員が拠出した金銭は拠出時においては預り金として処理し、未割当株式を組合に割当てた時に投資収益に充当されます。

(中間貸借対照表関係)

1. 組合員に割当られた会社株式（持分株式）に関する事項

	前事業年度 (令和5年4月30日)	当中間会計期間 (令和5年10月31日)
持分株式の数	274,437.37株	273,039.50株
上記持分株式に対する組合員の払込額	14,198,054,084円	14,398,162,398円
持分株式に係る配当金	1,555,169,076円	0円

(リース取引関係)

本組合はリース取引を全く行っていないので、該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、「現金及び預金」、「短期借入金」、「未払金」及び「預り金」は現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。なお、市場価格のない株式等は以下のとおりであります。

区分	前事業年度（円） (令和5年4月30日)	当中間会計期間（円） (令和5年10月31日)
非上場株式	2,501,457,092	2,653,017,151

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

本組合はデリバティブ取引を全く行っていないので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自令和4年5月1日 至令和4年10月31日）

	顧客との契約から生じる利益（円）	外部顧客への売上高（円）
持株組合事業	567,138,635	567,138,635
合計	567,138,635	567,138,635

当中間会計期間（自令和5年5月1日 至令和5年10月31日）

	顧客との契約から生じる利益（円）	外部顧客への売上高（円）
持株組合事業	393,526,385	393,526,385
合計	393,526,385	393,526,385

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）3. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前中間会計期間（自令和4年5月1日 至令和4年10月31日）及び当中間会計期間（自令和5年5月1日 至令和5年10月31日）

当組合は単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自令和4年5月1日 至令和4年10月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

持株組合事業の投資利益が、中間損益計算書の投資収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の組合員等への割当が中間損益計算書の投資収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本組合は有形固定資産を有しておりませんので、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

組合員への割当のうち、中間損益計算書の投資収益の10%以上を占めるものがいため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自令和5年5月1日 至令和5年10月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

持株組合事業の投資利益が、中間損益計算書の投資収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の組合員等への割当が中間損益計算書の投資収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本組合は有形固定資産を有しておりませんので、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

組合員への割当のうち、中間損益計算書の投資収益の10%以上を占めるものがいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自令和4年5月1日 至令和4年10月31日）及び当中間会計期間（自令和5年5月1日 至令和5年10月31日）  
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自令和4年5月1日 至令和4年10月31日）及び当中間会計期間（自令和5年5月1日 至令和5年10月31日）  
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自令和4年5月1日 至令和4年10月31日）及び当中間会計期間（自令和5年5月1日 至令和5年10月31日）  
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前事業年度 (令和5年4月30日)	当中間会計期間 (令和5年10月31日)
1口当たり純資産額 2,379円	1口当たり純資産額 2,363円

前中間会計期間 (自 令和4年5月1日 至 令和4年10月31日)	当中間会計期間 (自 令和5年5月1日 至 令和5年10月31日)
1口当たり中間純損失金額（） 33.8円 なお、潜在口数調整後1口当たり中間純利益金額について は、潜在出資口数が存在しないため記載していません。	1口当たり中間純損失金額（） 23.9円 なお、潜在口数調整後1口当たり中間純利益金額について は、潜在出資口数が存在しないため記載していません。

（注）1口当たり中間純損失金額（）の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前中間会計期間 (自 令和4年5月1日 至 令和4年10月31日)	当中間会計期間 (自 令和5年5月1日 至 令和5年10月31日)
中間純損失（）（円）	9,285,952	7,652,854
組合員に帰属しない金額	-	-
出資口数に係る中間純損失（）（円）	9,285,952	7,652,854
期中平均出資口数（口）	274,632	319,867

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

令和6年1月18日

日亜持株組合  
理事会 御中

なぎさ監査法人

大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 山根 武夫  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「組合等の経理状況」に掲げられている日亜持株組合の令和5年5月1日から令和6年4月30日までの事業年度の中間会計期間（令和5年5月1日から令和5年10月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日亜持株組合の令和5年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和5年5月1日から令和5年10月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表を作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当組合(半期報告書提出組合)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。